

とっとりの匠支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとりの匠支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高度の技術・技能を持ち、民工芸品を製造する本県在住の意欲ある個人、グループの行う新規販路開拓を促進することにより、本県民工芸品産業の振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条様式第1号及び様式第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号による一覧表を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から、20日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第 9 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 30 日から施行し、平成 14 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行し、平成 16 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	
<p>民工芸品の新規販路開拓事業</p> <p>新たな販路開拓の定着までの以下の事業を対象とし、同一地域同一内容での取組については、原則として初めて本補助金の交付を受けてから3回以内の事業に限る。</p> <p>1. 展示会の開催、見本市への参加 2. 販路開拓に関する調査 3. 新商品等の販路開拓等のための広報活動 4. 販路開拓事業として知事が適当と認めた事業</p>	<p>高度の技術・技能を持ち、民工芸品を製造する本県在住の次に掲げる条件を満たす者。</p> <p>1. 県内に定住し県内での継続的な活動が見込まれること。 2. 製造実務経験が3年以上であること。 3. 本人年収の3分の2以上が民工芸品等の製造販売による収入であること。</p>	<p>旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、保険料 (鳥取県及び県内市町村主催、又は鳥取県及び県内市町村が助成を行っている展示会、見本市で、主催者に支払う出展料に該当する経費は除く。)</p>	<p>1 / 2</p>	<p>2事業所以上の者で構成されるグループ</p>	<p>300 千円</p>
				<p>個人又は個事業所内のグループ</p>	<p>150 千円</p>

年度とつとりの匠支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の概要

年度ととりの匠支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	差引増減	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	差引増減	備 考
	円	円	円	

* 備考欄には区分ごとに積算基礎を記載すること。
 なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構わない。

様式第3号(第4条関係)

事業構成者一覧表

氏名	住所	民・工芸品の 内容	備考

(個展の場合は不要)

様

職 氏 名

印

年度とっとりの匠支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあったとっとりの匠支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は・・・・
・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとりの匠支援事業費補助金交付要綱(平成14年4月30日付市開第6号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。